

北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約

北　九　州　商　工　会　議　所

重　点　支　援　地　方　交　付　金　活　用　事　業

北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約

(総則)

北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約（北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約に付隨し別に定める事項を含む。以下、「本規約」という。）の制定及び履行、北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ（北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリを通じて提供されるサービス含む。以下、「本アプリ」という。）の利用に関して、北九州商工会議所（北九州商工会議所より本アプリに係る業務の全部又は一部を委託された事業者含む。以下、「発行者」という。）と本アプリを利用する者（本アプリの利用を希望する者含む。以下「利用者」という。）との間で用いる言語は、日本語とします。

本規約は、発行者と利用者との間の本アプリに関する契約、権利義務関係を定めるものです。

本規約で使用する用語については、別表1「北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリで使用する用語の定義」に定めるものとします。

発行者は、本アプリに係る業務を九州電力株式会社（九州電力株式会社が、発行者より委託された業務の全部又は一部を再委託する事業者を含む。以下、「受託者」という。）に委託します。

受託者は、受託者が提供する地域通貨プラットフォームサービス「まちの縁アプリ」（以下、「システム」という。）を利用して本アプリの構築、運用、保守、管理、電磁的方法により記録される前払式支払手段による商品券（以下、「商品券」という。）の販売及び発行、決済、情報提供、その他付隨するサービス等の提供（以下、「発行等」という。）、その他システムに関する必要な業務を行います。

発行者は、システムを利用し商品券を販売できる事業者（発行者が認める企業又は商店街、商業団体含む。以下、「販売元」という。）が定める商品券の発行要綱（以下、「発行要綱」という。）に基づき商品券を発行等します。なお、発行要綱の内容は、販売元又は発行回毎に異なります。

利用者は、本規約及び本規約に定めのない事項について発行者の指示に従うものとします。

利用者は、本規約及び利用する商品券の発行要綱に基づき商品券を利用するものとします。

利用者は、本アプリ利用に際し利用者を識別するアカウントを作成するものとします。

発行者は、利用者が保有する本アプリ及び本アプリを通じて提供されるサービスに係る全ての権利（以下、「利用者の権利等」という。）を利用者のアカウントに付与し管理します。

受託者が提供するシステムを除き、本アプリに関する商標及び意匠、その他付隨する権利は発行者に帰属するものとします。

アカウントの作成をもって、利用者は発行者と受託者がアカウントの情報を共有することに同意したものとします。利用者が同共有に同意しない場合は、アカウントを作成してはいけません。

受託者は、利用者の電話番号が本人のものであることを確認するため、株式会社オスティアリーズにアカウントに登録された電話番号による着信認証にかかる業務を委託します。利用者は、指定された電話番号にアカウントに登録された電話番号を発信することで着信認証を行います。なお、着信認証により利用者の電話番号が認証できない場合は、本アプリを利用することができます。

受託者は、GMOペイメントサービス株式会社（以下、「ペイメント」という。）に、コンビニエンスストアにおける商品券代金の収納に係る業務を委託します。利用者が商品券代金を支払った日より10日前後でペイメントより、アカウントのIDとして登録された電子メールアドレス宛に電子受領証が送信されますので、スマートフォンでメールアドレス（system@p01.mul-pay.com）が受信できるように設定してください。なお、電子メールが受信できなかった場合を含め電子受領証の再発行はできませんのでご注意ください。

アカウントの管理又は商品券の発行等、本アプリ及び本アプリに付随する業務の遂行に係る事項を判断する基準日を毎年4月1日（対象期間は、1月1日から12月31日までとする。以下、「基準日」という。）とします。

第1条（契約の成立）

利用者は、本アプリのアカウント登録を持って本規約に同意したとみなされ、発行者と利用者との間の契約は成立したものとします。

第2条（利用者の条件）

本アプリの利用者は、別表2に定める「利用者の条件」を全て満たすものとします。

第3条（スマートフォンの動作環境）

本アプリを使用するスマートフォンは、別表3に定める「スマートフォンの動作環境」を全て満たすものとします。

第4条（本アプリを通じて提供されるサービス）

- 1 販売元が定める発行要綱に基づく商品券の販売、発行、決済に係るサービス
- 2 商品券の取扱店を検索、表示するサービス
- 3 本アプリ及び商品券に係る情報提供、表示するサービス
- 4 利用者情報の設定、取引履歴の閲覧、ヘルプ等
- 5 発行者が必要と判断するサービス

第5条（本アプリ利用に関する遵守事項）

利用者の本アプリ利用に関する遵守事項は、以下に定めるものとします

- (1) 本規約及び利用する商品券の発行要綱に従って本アプリを利用すること
- (2) 本アプリは、利用者一人につき一つのアカウント、一台のスマートフォンで利用すること
- (3) 本アプリの利用は、アカウントに登録されている利用者に限られること
- (4) アカウントにより行われた行為の結果については、利用者が全ての責任を負うこと
- (5) 本アプリのログインに使用するIDとパスワードは、利用者の責任で適切に管理すること
- (6) アカウントのID、パスワードは失念しないよう適切に管理すること
- (7) アカウントの登録情報を正確かつ最新の情報となるよう適切に管理すること
- (8) 発行者が利用者に対し行う本人確認及び本アプリの利用に関する調査について、発行者は調査の理由又は根拠について説明及び証明する責任を負わず、利用者は調査を拒絶はできないものとし、積極的に協力すること
- (9) 発行者からの連絡は、本アプリのお知らせ又は公式ホームページ、電子メール等で確認すること
- (10) スマートフォンの設定及び故障、破損、発行者の責に帰すことのできないトラブルにより本アプリが利用できない場合は、自らの責任で解決すること
- (11) 本アプリに関する問合せは、特別な記載がある場合を除き本規約第15条に定める問合せ先に連絡すること
- (12) 取扱店の都合により商品券の取扱を中止する場合があることを承諾すること
- (13) 取扱店との間で発生したトラブルは、当事者である利用者と取扱店との間で解決すること
- (14) 取扱店が独自に定める商品券を使用できない商品又はサービスがあることを承諾すること
- (15) システムメンテナンスを行うため本アプリの利用を停止するときは、これを承諾し協力すること
- (16) スマートフォンに係る通信料、接続料、通話料等の費用は全て利用者が負担すること
- (17) 商品券の残高、有効期間は本アプリで確認すること
- (18) 商品券の申込額は有効期間内（有効期間終了14日前まで推奨）に使い切れる金額とすること

第6条（本アプリに関する禁止事項）

- 1 本アプリの利用に関する禁止事項は以下とします。

- (1) 発行要綱の「禁止する決済」に対して商品券使用取引を行うこと
- (2) 利用者の権利等の全部又は一部を貸与、譲渡、共用、転売等を行うこと
- (3) 本アプリに係る機能の全部又は一部を複製、複写、偽造、改変等を行うこと
- (4) 利用者が複数のアカウントを取得又は所持、使用すること
- (5) 利用者が複数のスマートフォンを使用し本アプリを取得、所持、使用すること
- (6) 他人名義又は偽名、事実と異なる情報によりアカウントを取得、所持、使用すること
- (7) 転売目的で本アプリの取得、所持、使用すること
- (8) 法令、裁判所の判決、決定、命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反すること
- (9) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあること

2 発行者が本条第1項に準ずる又は不適切な使用と判断する行為を禁止します

第7条（アカウント）

- 1 アカウントの作成に必要なものは、以下に定めるものとします
 - (1) 利用者のマイナンバーカード
 - (2) 本アプリの動作環境を満たすスマートフォン
 - (3) 本アプリのログインIDとして使用できる電子メールアドレス
 - 2 アカウントに登録する情報は、別表4「アカウントの定義」に定めるものとします
 - 3 アカウントは、マイナンバーカードの登録情報に基づき利用者自らが作成するものとします
 - 4 何らかのトラブルによりアカウントの回復が必要となった場合は、発行者が指定する日時及び場所において以下に定めるものにより本人確認を行います
 - (1) 利用者のマイナンバーカード
 - (2) 本アプリを使用しているスマートフォン
 - (3) ログインIDとして登録している電子メールアドレス
 - (4) アカウントのログインに使用するパスワード
 - (5) その他発行者が必要に応じて徵求するもの（スマートフォンの契約書、商品券の領収証等）
- なお、削除されたアカウントの回復はできません
- 5 運転免許証、パスポート、健康保険証などによる本人確認は行いません
 - 6 発行者が特別な事情である（操作がわからない、通訳が必要等は特別な事情には含まれません）と判断する場合を除き、理由を問わず家族を含む第三者が本人確認に立ち会うことはできません
 - 7 アカウントの本人確認ができないと発行者が判断する場合は、アカウントの回復はできません
 - 8 発行者は、原則として商品券の有効期間終了日が属する月の翌月末をもって全てのアカウントを削除できるものとします

第8条（退会）

- 1 利用者は、自らの意思でいつでも本アプリを退会（以下、「退会」という。）できるものとします
- 2 退会は、理由を問わず全て自らの意思で行われたものとします
- 3 退会によりアカウントは削除され、利用者の権利等は全て失効します
- 4 退会された場合、利用者自らがスマートフォンより本アプリを削除しなければなりません
- 5 退会した場合であっても本アプリをスマートフォンから削除していない場合、プッシュ通知、電子メール等で発行者からの連絡が届くことがあります

第9条（個人情報の取扱い）

- 1 個人情報とは、本アプリ使用に際し発行者が提供を受けた、電子メールアドレス、電話番号、氏名、郵便番号、住所等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）をいいます
- 2 個人情報を使用する目的は以下に定めるものとします
 - (1) 本アプリの管理運営、商品券に係る業務、サービスの提供、情報提供
 - (2) 本アプリに係る連絡、問合せ、相談、要望への対応
 - (3) 本アプリで提供するサービスの改善、開発、使用状況等に関する調査分析
 - (4) 個人を特定できない形の統計情報として使用
 - (5) その他発行者が上記各項に準ずる又はこれらに密接に関連する目的
- 3 スマートフォンに保存される個人情報が盗難や紛失、改ざん、漏洩、流出、不正使用されないよう利用者の責任において適切に管理するものとします
- 4 個人情報を共有して使用する範囲は以下に定めるものとします
 - (1) 取得した個人情報を共有する範囲は、発行者、受託者、販売元の間で共有します
 - (2) 発行者が必要と判断する場合は福岡県及び北九州市と共有します
 - (3) 法令により個人情報の開示請求を受けた場合は、法令に従い適切に対応します

第10条（商品券の申込み、販売、発行）

- 1 発行者は、利用者が発行要綱に従った商品券の申込みを承諾する場合は、抽選又は発行者が適切と判断する方法により、商品券を購入できる権利を有する利用者（以下、「当選者」という。）を決定し、販売付与するコイン数を確定します
- 2 当選者を決定するために行う抽選又は発行者が適切と判断する当選者を決定する方法は、発行者が厳

正に行うものであり、Apple Inc.及びApple Japan Inc.並びにGoogle LLC.及びGoogle Japan G.K.は関係しないものとします

- 3 当選者を決定する抽選又は発行者が適切と判断する当選者を決定する方法に関する問合せには一切お答えできません
- 4 当選者が、発行要綱で定めるチャージ方法で当選金額の払込が完了した後、発行者は速やかにシステムを利用して所定の情報を入力し、利用者が本アプリを利用してシステムに記録されたコイン数を読み取れるかたちで商品券を発行します
- 5 販売付与されたコイン数は1コインを1円として商品券の残高に表示します
- 6 商品券は発行要綱に定める有効期間において対象となる取扱店で使用できるものとします
- 7 チャージ期限を過ぎた場合は、当選者の権利は失効します
- 8 失効した当選金額を含め未販売の金額（以下、「未販売相当額」という。）は、以下に定めるいずれかの方法により販売できるものとします。なお、商品券の有効期間を勘案し販売を行わないことがあります
 - (1) 抽選で当選されなかった方を対象に申込みされた内容で再抽選を行い販売します
 - (2) 再度、商品券の購入希望者を募集し抽選により当選者を決定し販売します
 - (3) その他発行者が適切と判断する方法により販売します

第11条（商品券の有効期間）

- 1 商品券の有効期間は、利用する商品券の発行要綱に記載及び商品券に表示します
- 2 商品券の有効期間終了をもって、商品券の残高は失効します
- 3 原則として、商品券を利用できない期間が発生した場合であっても、その理由及び時期を問わず、商品券の有効期間の延長はいたしません。但し、商品券の規模拡大等により事業遂行に必要と発行者が判断する場合はこの限りではありません

第12条（商品券使用取引）

- 1 商品券使用取引とは、利用者が本アプリを操作し商品券の残高より商品券使用取引相当額を減じる方法で決済することをいいます
- 2 商品券は、利用する商品券の取扱店において有効期間内に商品券使用取引ができるものとします
- 3 商品券使用取引は、以下に定める一連の操作を利用者と取扱店で確認するものとします
 - (1) 利用者が、本アプリより取扱店に設置されているQRコードを読み取り
 - (2) 利用者は、取扱店から提示される商品券使用取引相当額を利用者が本アプリに入力
 - (3) 取扱店は、本アプリで取扱店名、取引日時、入力された商品券使用取引相当額を確認
 - (4) 利用者が、本アプリで支払い処理を実行し支払い完了画面を取扱店に提示
 - (5) 取扱店は、支払い完了画面の商品券使用取引相当額と日時を確認
- 4 商品券使用取引を行った取扱店から取引履歴の確認を求められた場合は、利用者自ら本アプリを操作し該当する取引履歴を表示し確認に協力するものとします
- 5 商品券の有効期間内に商品券使用取引相当額に修正が発覚した場合、速やかに対象となる取扱店と利用者双方による確認の下、利用者自らが本アプリを操作し正しい商品券使用取引相当額に修正するものとします
- 6 原則として、商品券の残高が商品券使用取引相当額に満たない場合は、商品券使用取引はできないものとします。ただし、不足する金額を取扱店が認める方法と併用して支払うことができる場合は、商品券使用取引ができるものとします
- 7 本アプリで商品券使用取引の履歴（以下、「取引履歴」という。）が閲覧できる期限は、商品券の有効期間終了日が属する月の翌月末日までとし、発行者が適切と判断する日時に取引履歴を消去できるものとします。なお、取引履歴の消去について発行者は利用者に対して通知義務を負わないものとします
- 8 発行者は、その合理的な裁量により、いつでも商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、又は中止をすることができるものとします。

第13条（残高の払戻し）

商品券の残高（未使用のコイン）は、いかなる理由であっても払戻し（返金及び換金等により現金化することを含む）を受けることはできません

第14条（発行者からの情報提供）

- 1 発行者からの情報提供は、原則として本アプリのお知らせ、公式ホームページで通知します

2 前項のほか発行者が必要と判断する場合は、電子メール、電話連絡、その他発行者が適切と判断する方法により情報提供を行います

第15条（問合せ先）

- 1 本アプリに関する問合せ先は、利用する商品券の発行要綱に記載のコールセンターとします
- 2 本アプリに関する問合せは、利用者本人により行うものとします
- 3 利用者からの同意の有無に関わらず家族を含め第三者からの問合せには一切応じられません

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者、関係を有する者（以下、「暴力団員等」という）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、利用者又は第三者を利用して次の各項のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (5) 相手方の業務を妨害する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 利用者が本条第1項ないし第2項に反する又は反しする疑いがあると発行者が判断する場合は、催告その他何らの手続を要することなく利用資格を取り消すことができるものとします
- 4 前項の場合、利用者の保有する商品券の残高は失効するものとします
- 5 本条第1項ないし第4項の措置に関する理由及び根拠について発行者は説明又は証明する義務を負わないものとします

第17条（措置）

- 1 発行者は、利用者が以下のいずれか一つに該当すると判断する場合、利用者に対し催告その他何らの手続を要することなく本契約の解除、利用停止、不正に利用された額の返還請求、その他法的措置を含め発行者が適切かつ必要と判断する措置を講じることができるものとします。
 - (1) 本規約及び発行要綱のいずれかにの条項に反する又は反する疑いがあると判断する場合
 - (2) 架空又は虚偽、事実と異なる商品使用取引を行なっていると判断する場合
 - (3) 過剰な要求、恫喝、長時間拘束する行為等により事業活動に影響を及ぼすと判断する場合
- 2 発行者は、制裁措置を行なった日から5年を経過した後の3月末日まで利用者に対してアカウントの登録又は本アプリの利用を拒否することができるものとします
- 3 本条各項による措置を行なった場合は、利用者の権利等は全て失効するものとします
- 4 本条各項による措置について利用者に証明及び説明する責任を負わないものとします

第18条（規約の改定）

- 1 発行者は、その裁量により本規約をいつでも改定できるものとし、特別な記載がある場合を除き改定した日より有効とします。
- 2 利用者が本規約の改定を通知された後も本アプリの退会手続きを行わなかった場合、改定された利用規約に同意とみなされ、発行者と利用者との間の契約は改定された利用規約に基づき継続するものとします

3 本規約を改定した場合は、公式ホームページまたは発行者が適切に判断する方法により利用者に告知するものとします

第19条（契約解除）

1 発行者は、利用者が以下に定める各号のいずれかに該当すると判断する場合は、利用者に対し催告その他何らの手続を要することなく本契約を解除できるものとします。なお、発行者は本契約の解除を行うにあたり利用者に対して通知義務、説明責任を負わないものとします

- (1) 第17条第1項に該当すると判断する場合
- (2) 本アプリによるサービスを終了する場合
- (3) システム改修等において本契約の解除が必要であると判断する場合
- (4) 本アプリの利用が2年以上確認できないアカウントであると判断する場合
- (5) 前各号に準ずると判断する場合

2 本条各項により本契約が解除された場合は、商品券の残高を含む全ての利用者の権利が失効し、アカウントは削除されます。なお、失効した権利及び削除されたアカウントの回復はできないことを利用者は承諾するものとします

第20条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他法令等により無効とされた場合であっても、本規約の他の条項はなお効力を有するものとします

第21条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とします。商品券使用取引に関する発行者と利用者との間に生じた紛争については、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

第22条（免責）

1 発行者は、本規約に基づき行った措置に起因する利用者の逸失利益を含む如何なる損害又は損失、その他の特別の事情による損害（以下、「損失等」という。）に対して賠償責任を負いません。これは、発行者が係る損失等の発生の可能性を通知され又は知るべきであった場合であったか否かに関わりません

2 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疾病的蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、通信回線若しくはコンピューター、通信機器等の障害、自治体・行政機関等からの要請、その他発行者の責に帰すことのできない不可抗力、技術上又は営業上の判断等の理由により、本アプリ、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を休止又は停止、終了、制限する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。この場合、公式ホームページ等に掲載する等発行者が適切と判断する方法により利用者に周知する措置を講じます

3 スマートフォンの型式、設定又は機能により本アプリが利用できない若しくは本アプリの利用に制限が発生する場合は、利用者が解決するものとし、発行者はその責任を負いません

4 取扱店と利用者、その他第三者との間の本アプリ利用に関する紛争については、当事者間で解決するものとし発行者はその責任を負いません

5 商品券の発行を行わない場合は、発行者が適切と判断する日時に本アプリの提供を終了します。なお、発行者は本アプリの提供終了について告知義務を負わないものとします

附則 本規約は、令和8年2月10日より施行する

北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリで使用する用語の定義

(用語の定義)

	用語	定義
1	本規約	北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリ利用規約
2	本アプリ	電磁的方法により記録される前払式支払手段による商品券の販売及び発行、決済、その他付随するサービス等を提供するアプリケーションソフトウェア
3	Paycha (ペイチャ)	北九州商工会議所デジタル地域商品券アプリの通称（読み方）
4	商品券	本アプリを通じて発行する電磁的方法により記録される前払式支払手段による商品券
5	発行者	北九州商工会議所（北九州商工会議所が本アプリに係る業務の全部又は一部を委託する事業者を含む）
6	受託者	発行者から委託を受け本アプリのシステムを提供及び管理する事業者（受託者が本アプリに係る業務の全部または一部を再委託する事業者を含む）
7	販売元	発行者が認める商品券を販売できる商店街又は団体、企業、その他事業者等
8	コイン	本アプリ上で使用する単位
9	残高	決済に使用できる未使用のコイン数を日本円（1コインを1円とします。）に換算して表示されたもの
10	利用者	本アプリの利用する者又は本アプリの利用を希望する者で本規約第3条（利用者の条件）を全て満たしている個人
11	取扱店	一般消費者を対象に販売する商品又は提供するサービスについて商品券を使用した取引を行う個人又は法人
12	商品券使用取引	利用者が、取扱店において商品券の残高と引き換えに、対象商品の購入又はサービスの提供を受ける取引
13	商品券取引相当金額	取扱店が利用者のコインと引き換えに提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）
14	利用方法	取扱店に設置されているQRコードを利用者が本アプリより読み取り商品取引相当金額のコインを入力して商品券の残高から減じる方法
15	ID	本アプリのログインに使用する電子メールアドレス
16	アカウント	本アプリに必要な利用者情報の総称、詳細は「別表3」を参照
17	パスワード	本アプリを利用する際にIDと共に必要となる利用者が設定した任意の文字列
18	利用者の権利等	発行者から付与される本アプリ及び本アプリを通じて提供されるサービスに係る全ての権利
19	失効	権利又は価値等の効力を失うこと
20	決済	利用者と取扱店の間で行う支払い取引

次ページに続く

(用語の定義)

	用語	定義
21	発行要綱	販売元が発行者に委託し発行する商品券に関する事項を定めたもの
22	販売方法	発行要綱に定める商品券の販売方法
23	申込期間	発行要綱に定める利用者が商品券の購入申し込みができる期間
24	申込締切日	申込期間が終了する日
25	申込金額	利用者が希望する商品券の購入金額
26	当選者	商品券を購入できる権利を有する利用者
27	当選金額	当選者が申込期間中に購入を希望した商品券の金額
28	チャージ	商品券代金の払い込み（入金）すること
29	チャージ方法	発行要綱に定める商品券代金の払い込み方法
30	チャージ期間	発行要綱が定める商品券代金の払い込みできる期間
31	チャージ期限	チャージ期間が終了する日
32	有効期間	発行要綱に定める商品券が使用できる期間
33	マイナンバーカード	日本政府が発行する個人番号が記載されたICカードの身分証明書（有効期限内のもの）
34	本人確認	マイナンバーカードに登録されている利用者情報を基にアカウントに登録されている利用者を特定する方法
35	QRコード	二次元コード（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

用語の定義終了

利用者の条件

利用者の条件	
1	日本政府発行するマイナンバーカードを所有していること
2	満18歳以上（2026年4月1日現在において）であること
3	別表3の動作環境を全て満たすスマートフォンを所有していること※1
4	アカウントのIDとして使用できる電子メールアドレスを所有していること※2
5	インターネット通信料、接続料、電子メール、SMS、通話料等のスマートフォンに係る費用を全て負担できること
6	利用規約を遵守できること

※1 本人名義以外（社用、レンタル、プリペイド式等）のスマートフォンは使用できません。

※2 本人名義以外（社用等含む）の電子メールアドレスは使用できません。

スマートフォンの動作環境

1	OS	iOS 15.0以上又はAndroid 7.0以上であること
2	アプリに必要な容量	スマートフォンの空き容量が100MB以上であること
3	通信	インターネットに接続しデータ通信ができること
4	ブラウザ	ホームページを閲覧できること
5	カメラ	QRコードの読み取りができるカメラ機能及びアプリを有すること
6	電子メール	発行者からの電子メールが受信できること
7	通話	日本の総務省が認可した通信事業者が管理する電話番号で通話できること
8	着信認証	7通話で使用する電話番号で着信認証できること
9	SMS認証	7通話で使用する電話番号でSMS認証できること
10	プッシュ通知	発行者からのプッシュ通知を受信できること
11	NFC機能（推奨機能）	マイナンバーカードを読み取りデータを取得できること

アカウントの定義

1	ID	本アプリのログイン及び発行者からの連絡に使用する電子メールアドレス
2	電話番号	着信認証、SMS認証、発行者からの連絡に使用するスマートフォンの電話番号
3	名前（姓）	マイナンバーカードに登録されている名前（姓）を入力（例：北九）
4	名前（名）	マイナンバーカードに登録されている名前（名）を入力（例：太郎）
5	フリガナ（姓）	名前（姓）のフリガナ（例：キタキュウ）
6	フリガナ（名）	名前（名）のフリガナ（例：タロウ）
7	生年月日	マイナンバーカードに登録されている通りに生年月日を入力
8	性別	マイナンバーカードに登録されている性別を入力
9	郵便番号	マイナンバーカードの住所に関連付けられる郵便番号を入力
10	住所（丁目以下除く）	9郵便番号より自動入力
11	住所（丁目以下）	10住所の丁目、番地、号、枝番等を入力
12	職業	選択肢より該当する職業又は最も近い職業を選択して入力

- ※ アカウントの作成には全ての項目を入力が必要です
- ※ マイナンバーカードの名前に使用されている漢字がスマートフォンで変換できない場合は、最も近い文字を代替文字として使用して3名前（姓）又は4名前（名）を入力します